



子育て

10月は『里親月間』です

それぞれの事情で親と離れて暮らす子どもたちが、日本には約4万2千人います。子どもたちの心のケアと穏やかな成長には、家庭に迎え入れられ、自分が愛されていると実感できることが大切です。「里親制度とは?」「私にできることって何?」興味を持つことがはじめての一步になります。

「いつか」を「いま」に。いま、里親になろう!!

川越児童相談所

☎049-223-4152

子ども支援課(子ども家庭センター) ☎81-5750 ☎23-2239



子ども家庭庁HP



埼玉さとおや
子ども広場HP

利用者負担額(保育料)納付

市内認可保育園(公立・私立)、市外認可保育園(私立)の保育料は、納期限までにお支払いください。

対象	納期限
・10月分保育料と延長保育料 ・9月分一時保育料と短時間保育料	10月31日(木)
・11月分保育料と延長保育料 ・10月分一時保育料と短時間保育料	12月2日(月)
・12月分保育料と延長保育料 ・11月分一時保育料と短時間保育料	12月25日(水)

口座振替の場合は、各納期限日が振替日になりますので、ご利用の方は前日までに残高をご確認ください。

保育課 ☎21-1407 ☎23-2239

0歳児集まれ

10月18・25日、11月1・8・15日(金) 午前10時30分～11時15分(全5回)

※5回のうち1回はオンラインで実施します。

場 子育て支援センターソーレ、子育て支援センターマーレ

対 市内在住で、できる限り全日程に参加できる令和5年10月1日～令和6年4月1日生まれのお子さんと保護者

定 各場所8組(申込順)

内 手遊び、ふれあい遊びなどを通じた子育てサークル作り

申 どちらかの場所を選び、10月4日(金)～11日(金) 午前9時30分～午後4時30分に直接又は電話で子育て支援センターソーレ又は子育て支援センターマーレへ。

問 子育て支援センターソーレ

☎23-2231 ☎23-2232

子育て支援センターマーレ

☎35-3521 ☎35-3522

ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンター会員募集

子育ての援助を受けたい人(利用会員)と子育ての援助をしたい人(協会員)が会員となり、センターが仲介して、子育てを地域で相互援助する会員組織として、2種類のサポートセンターがあります。利用会員、協会員共に募集中です。

	ファミリー・サポート・センター	緊急サポートセンター
援助内容	・小学校や保育園の開始前や終了後の送迎・預かり ・習い事の送迎等	・病児・病後児の預かり ・早朝・夜間等の緊急時の預かり ・宿泊を伴う預かり等

利用するには

	ファミリー・サポート・センター	緊急サポートセンター
対象	市内在住又は在勤で、生後6か月～小学6年生のこどもの保護者	市内在住又は在勤で、0歳児～小学校6年生のこどもの保護者
費用	①平日午前7時～午後7時：1時間700円 ②平日①以外の時間、土・日曜日、祝日、年末年始：1時間800円	①午前8時～午後8時：1時間1,000円 ②①以外の時間、年末年始：1時間1,200円 ③宿泊：子ども1人当たり10,000円
	※2人以上のこどもを援助する場合は、2人目から利用料が半額となります。 ※入会費、年会費はありません。	
利用時の問合せ先	特定非営利活動法人病児保育を作る会 緊急サポートセンター埼玉坂戸センター ☎049-299-5790	特定非営利活動法人病児保育を作る会 緊急サポートセンター埼玉川口センター ☎048-297-2903

協力するには

	ファミリー・サポート・センター	緊急サポートセンター
協会員	心身共に健康で積極的に援助活動ができる人(資格、経験、性別などは問いません) ※入会前にセンターが実施する基礎講習会の受講が必須です。 ※ファミリーサポート、緊急サポートどちらかみの登録も可能です。 ※利用会員と協会員を兼ねる両方会員に登録することもできます。	

問 子ども支援課 ☎63-5005 ☎23-2239

児童手当の制度が変わります

令和6年10月分(12月支給分)から児童手当の制度が下記のとおり一部改正されます。

- 所得制限の撤廃
- 高校生年代まで支給期間を延長
- 多子加算の算定と加算額(第3子以降3万円)の変更
- 支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回に変更

9月2日(月)～令和7年3月31日(月)

支給額

		改正後 令和6年12月支給分から		改正前 令和6年10月支給分まで	
手 当 月 額	0～3歳未満	1万5000円	多子加算 第3子以降 3万円	1万5000円	
	3歳～小学生	1万円		1万円	多子加算 第3子以降 1万5000円
	中学生	1万円		1万円	
	高校生	1万円		なし	
所得制限	なし		あり		
多子加算の対象年齢	22歳年度末までの子ども		18歳年度末までの子ども		
支払回数	年6回(偶数月)		年3回		

・申請が必要な場合があります。詳細は、8月末に送付された案内又は市HPを確認してください。

・高校生とは18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童をいいます。
・多子加算の算定対象については、親等の経済的負担がある場合に限りです。

支給時期 偶数月の15日(15日が土・日曜日、祝日の場合はその直前の平日)に前2か月分の手当を支給します。なお、申請時期によっては、初回の12月の支給に間合わない場合があります。

問 子ども支援課 ☎21-1461 ☎23-2239



市HP

児童扶養手当法等の改正

児童扶養手当は、母子家庭、父子家庭又は生計を維持する養育者に支給される手当です。

令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

所得限度額の引上げ

扶養する 児童等の数	全部支給となる所得限度額		一部支給となる所得限度額	
	所得ベース		所得ベース	
0	10月分まで 49万円	11月分から 69万円	10月分まで 192万円	11月分から 208万円
1人	87万円	107万円	230万円	246万円
2人	125万円	145万円	268万円	284万円
3人	163万円	183万円	306万円	322万円

※以下1人増すごとに38万円加算

第3子以降の加算額の引上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。10月分まで 11月分から

全部支給 6,450円 → 全部支給 10,750円

一部支給 6,440円～3,230円 → 一部支給 10,740円～5,380円

11月分の手当から所得限度額及び加算額の引上げが適用されますが、11月分及び12月分の手当については、2か月分の支給月である令和7年1月に支払われます。

問 子ども支援課 ☎21-1461 ☎23-2239



市HP

こども医療費

市内に住民登録がある18歳到達後最初の3月31日までの子ども

助成開始日

助成は申請日からです。ただし、出生・転入した場合は、誕生日・転入日後15日以内に申請があった場合に限り、誕生日・転入日が助成開始日となります。なお、出生により健康保険加入手続中でお手元にこどもの健康保険証がない場合でも仮申請ができますので、必ず15日以内に手続きをしてください。

受給資格証の交付に必要なもの

こどもの健康保険証(マイナ保険証)、保護者名義の通帳、保護者及びこどものマイナンバーカードなど(マイナンバーを確認できる公的書類)、来庁者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など公的機関発行の顔写真入りのもの)
※保護者や子どもが外国籍の人は在留カードが必要です。

住所や保険証が変わったら

転居、転職で住所や保険証が変わった場合には、変更届が必要です。変更届に必要なもの：こどもの健康保険証、こども医療費受給資格証
※保護者の扶養を外れた場合は消滅届が必要です。

学校でけがをしたときは

通常、日本スポーツ振興センターの災害給付金の対象になります。こども医療費受給資格証は使用しないでください。万が一、こども医療費での助成を受けてしまった場合、返還の対象となります。

窓口で自己負担分を支払った場合は

医療費の支払い後、診療月、医療機関、入院・外来別に分け、それぞれについてこども医療費支給申請書に必要事項を記入し、領収書(受診者氏名・保険診療総点数の記載のあるもの)を添付し、子ども支援課又は各市民活動センターに提出してください。

申・問 子ども支援課

☎21-1461

☎23-2239



市HP